

ウィークリースタンス実施要領(工事)を制定する。

制 度

【令和7年4月1日から施行】

対象工事

香川県土木部が発注する工事(建築関係を除く)において以下に示す工事に該当するものを対象とする。
・通年維持工事や応急復旧工事等の緊急対応が必要な工事を除く全ての工事とする。

取組内容

以下の項目について、受発注者相互で確認・調整のうえ取組内容を設定し、積極的に実施する。

- ① 月曜日(休日明け)を依頼の期限日としない。
- ② ノー残業デーは業務時間外の依頼はしない。
- ③ 金曜日(休日前)に依頼しない。
- ④ 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する。
- ⑤ (業務時間外にかかるおそれのある)16時以降は、打合せ開始時間に設定しない。
- ⑥ 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- ⑦ 業務時間外に応答が必要な連絡を行わない。
- ⑧ その他、任意に設定する。

((⑧の例))

- ・打合せは10時～16時までの時間とする。・ノー残業デー(や金曜日)は定時の帰宅に心がける。
- ・打合せはWEB会議を活用するなど、効率的な実施に務める。

実施方法

- (1) 初回打合せ時に、受注者は、ウィークリースタンスとして取り組む内容を、ウィークリースタンス推進チェックシートに整理し、受発注者で合意の上、実施内容を決定する。
- (2) 受注者は、打合せ記録簿と合わせて提出し、受発注者間で共有する。



ウィークリースタンス実施要領(委託)を改定する。

制 度

【令和7年4月1日から施行】

対象工事

香川県土木部が発注する工事(建築関係を除く)において以下に示す工事に該当するものを対象とする。
・通年維持工事や応急復旧工事等の緊急対応が必要な工事を除く全ての工事とする。

取組内容

以下の項目について、受発注者相互で確認・調整のうえ取組内容を設定し、積極的に実施する。

- ① 月曜日(休日明け)を依頼の期限日としない。
- ② ノー残業デーは業務時間外の依頼はしない。
- ③ 金曜日(休日前)に依頼しない。
- ④ 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する。
- ⑤ (業務時間外にかかるおそれのある)16時以降は、打合せ開始時間に設定しない。
- ⑥ 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- ⑦ 業務時間外に応答が必要な連絡を行わない。
- ⑧ その他、任意に設定する。

((⑧の例)

- ・打合せは10時～16時までの時間とする。・ノー残業デー(や金曜日)は定時の帰宅に心がける。
- ・打合せはWEB会議を活用するなど、効率的な実施に務める。

実施方法

- (1) 初回打合せ時に、受注者は、ウィークリースタンスとして取り組む内容を、ウィークリースタンス推進チェックシートに整理し、受発注者で合意の上、実施内容を決定する。
- (2) 受注者は、打合せ記録簿と合わせて提出し、受発注者間で共有する。

香川県の体制について

○手続き、制度等で疑問点がありましたら、下記相談窓口までご連絡ください。
香川県土木部技術企画課 電話087-832-3521

